

保育施設等利用調整基準

保育施設等において、利用希望児童数が受入可能児童数を超えた場合は、下記の調整基準指数により利用調整を行い、入所児童を決定いたします。

調整基準

(1)	世帯の調整基準指数の順位により選考します。 (調整基準指数は、対象児童の保護者それぞれの基準指数(下記基準指数表による)と世帯の調整指数(下記調整指数表による)を合算して求めます)
(2)	(1)の調整により同位の場合、下記基準指数表の優先順位により調整を行います。
(3)	(2)の調整により同位の場合、世帯の所得の低い順位により調整を行います。

基準指数表

優先 順位	保護者の状況		基準指数	
4	外勤	週5日以上就労し、週35時間以上の労働を常態	90	
		週5日以上就労し、週30時間以上の労働を常態	80	
		週4日以上就労し、週27時間以上の労働を常態	70	
		週4日以上就労し、週22時間以上の労働を常態	60	
		週3日以上就労し、週16時間以上の労働を常態	50	
		週3日以上就労し、週12時間以上の労働を常態	40	
5	自営 (居宅外)	中心者	週5日以上就労し、週35時間以上の労働を常態	90
			週5日以上就労し、週30時間以上の労働を常態	80
			週4日以上就労し、週27時間以上の労働を常態	70
			週4日以上就労し、週22時間以上の労働を常態	60
			週3日以上就労し、週16時間以上の労働を常態	50
			週3日以上就労し、週12時間以上の労働を常態	40
		協力者	週5日以上就労し、週35時間以上の労働を常態	84
			週5日以上就労し、週30時間以上の労働を常態	74
			週4日以上就労し、週27時間以上の労働を常態	64
			週4日以上就労し、週22時間以上の労働を常態	54
			週3日以上就労し、週16時間以上の労働を常態	44
			週3日以上就労し、週12時間以上の労働を常態	34
	自営 (居宅内)	中心者	週5日以上就労し、週35時間以上の労働を常態	88
			週5日以上就労し、週30時間以上の労働を常態	78
			週4日以上就労し、週27時間以上の労働を常態	68
			週4日以上就労し、週22時間以上の労働を常態	58
			週3日以上就労し、週16時間以上の労働を常態	48
			週3日以上就労し、週12時間以上の労働を常態	38
協力者		週5日以上就労し、週35時間以上の労働を常態	80	
		週5日以上就労し、週30時間以上の労働を常態	70	
		週4日以上就労し、週27時間以上の労働を常態	60	
		週4日以上就労し、週22時間以上の労働を常態	50	
		週3日以上就労し、週16時間以上の労働を常態	40	
		週3日以上就労し、週12時間以上の労働を常態	30	
8	内職	週3日以上就労し、週12時間以上の労働を常態	30	

10	求職	就労内定又は開業予定の場合（派遣労働者であって、育児休業からの復職を予定しているものを除く。）		備考4
		求職活動中		20
11	育休継続	育児休業を取得中に転園し、引き続き育児休業を継続して取得する場合		30
7	出産	出産のため保育に当たれない場合		60
3	疾病・しょうがい	疾病・傷病	入院（おおむね1か月以上）・入院予定	100
			常時病臥（が）・精神疾患・感染症	100
			一般療養	60
		しょうがい	身体障害者手帳1～2級・愛の手帳1～2度	100
			身体障害者手帳3級・愛の手帳3度	80
			身体障害者手帳4級・愛の手帳4度	60
6	介護看護	居宅外介護・看護	週5日以上、日中週32時間以上の付添い	80
			週4日以上、日中週22時間以上の付添い	60
			週3日以上、日中週12時間以上の付添い	40
		居宅内介護・看護	重度心身しょうがい者等の介護・看護	100
			常時観察・日常介護	70
			上記以外の居宅介護・看護	50
2	災害	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たれない場合		100
1	不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁等		100
9	就学	就学技能取得等のため、保育に当たれない場合		70

備考

- 1 保護者からの申込みに基づき、必要な書類が提出された場合にのみ適用する。
- 2 外勤の場合であって、短時間勤務制度等を利用しているときは、契約上の勤務時間ではなく、短時間勤務制度等利用後の勤務時間で基準指数を決定する。
- 3 就労日数の実績が、勤務先の定める制度上の休暇・休業以外の理由により契約上の勤務日数を下回るときは、就労日数の実績に基づき基準指数を決定する。
- 4 保護者の労働形態に対応する基準指数を適用する。

調整指数表(調整指数番号12について、分かり易くするために条例施行規則の条文と一部表記を変えています。加点条件や点数は変わりません。)

	番号	条件	調整指数
保護者の状況	1	勤務地があきる野市・日の出町・羽村市・青梅市・清瀬市・狛江市・入間市・飯能市・狭山市・ふじみ野市・富士見市・三芳町・志木市・新座市・朝霞市・和光市・練馬区・板橋区・杉並区・中野区・新宿区・渋谷区・世田谷区・川崎市(高津区、中原区及び宮前区に限る。）・横浜市(青葉区、都筑区、緑区、旭区及び瀬谷区に限る。）・大和市・座間市・相模原市・愛川町である場合	+1
	2	勤務地が番号1に掲げる市区町村より遠方の自治体である場合	+2
	3	保護者のいずれかが単身赴任中である場合(1・2と合算不可)	+4
	4	短時間勤務制度等を利用し、短時間の勤務となる場合(勤務時間が週35時間に満たない場合。)	+5
	5	保育施設等の利用開始希望日後に、産前産後休暇終了により復職予定である場合	+2
	6	保護者の両方又はいずれかが、市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育を行う事業所、家庭的保育を行う事業所、認可外保育施設又は幼稚園において、就労する場合(利用希望保育施設等を5か所以上記載している場合に限る。)	+2
	7	自営の中心者が自営・内職等就労状況申立書を提出する場合で、添付書類として市が定める書類が不足している場合	-3
	8	自営の中心者が自営・内職等就労状況申立書を提出する場合で、添付書類として市が定める書類を提出しない場合	-6

世帯の状況	9	多胎児の新規利用申込みの場合	+8
	10	保育施設等の利用開始希望日において、同一世帯の2人以上の小学校就学前子どものいずれもが保育施設等の利用申込みをしている又は利用中である場合	+10
	11	現在同一世帯の2人以上の小学校就学前子どもがそれぞれ別の保育施設等を利用している場合であって、同じ保育施設等を利用することを希望する場合	+5
	12	同一世帯に保育施設等の利用申込みを行わない幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どもがいる場合（認定こども園を利用する小学校就学前子どもについては、認定区分が1号認定の場合に限る。）	+10
	13	利用申込就学前子どもにしょうがいがある場合	+15
	14	利用申込就学前子どもが医療的ケアを必要とする場合（13と合算不可）	+30
	15	ひとり親世帯（同居人なし）	+80
	16	ひとり親世帯（同居人あり）	+74
	17	健康で不就労の同居の祖父母（65歳未満）がいる場合	-10
	18	生計中心者が求職中の場合	+80
	19	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯で、保育の実施が当該世帯の自立に効果的であると市長が認めた場合	+20
	20	保育施設等の利用開始希望日の属する年度の前年度市区町村民税が非課税の世帯	+10
保育の状況	21	入所年齢に上限のある認可保育所、認可外保育施設等を卒園し（入所当時において入所年齢に上限があった保育施設等の当該上限年齢のクラスを終了する場合を含む。）、又は入所時代に定められた入所期間が満了し、引き続き別の保育施設等を利用する申込みをする場合（利用希望保育施設等を5か所以上記載している場合に限る。）	+40
育休	22	育児休業取得により市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育を行う事業所又は家庭的保育を行う事業所を退所した小学校就学前子どもがいる世帯において、育児休業明けに当該小学校就学前子どもについて利用申込みをする場合（6か月以上の退所期間がある場合に限る。）	+80
	23	保育施設等を利用することができない場合に勤務先において育児休業を取得することができ、かつ、当該場合に育児休業取得する予定がある場合	-40
その他	24	基準指数表において居宅外介護・看護に該当する者が、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳1～2級・愛の手帳1～2度・要介護4～5程度の者を介護・看護する場合	+10
	25	基準指数表において居宅外介護・看護に該当する者が、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級・愛の手帳3度・要介護2～3程度の者を介護・看護する場合	+4
	26	基準指数表において居宅外介護・看護又は居宅内介護・看護に該当する者が、児童にとって扶養義務者に当たる者を介護・看護する場合	+30